

指定管理施設の管理運営評価表（評価対象年度：平成29年度）

担当部署名	企画振興部 飯高地域振興局 地域振興課
評価対象期間	平成29年 4月 1日 ～ 平成30年 3月31日
評価対象年度指定管理料	970,971 円

1. 施設の概要等

施設の概要	名 称	松阪市飯高森林とのふれあい環境整備施設
	所 在 地	松阪市飯高町赤桶1076番地3
	設置目的	森林資源等の自然環境を利用した保健休養と潤いの場をつくり、併せて地場産業と観光、交流を有機的に連携させることを目的とする。
	設備の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積 106,417㎡ ・休養宿泊施設 木造2階建 349.92㎡ 収容人員 30人 ・食堂 48.60㎡ ・コテージ 木造平屋建 29.83㎡×2棟 収容人数8人 ・コテージ 木造平屋建 30.30㎡×1棟 収容人数5人 ・食品庫 木造平屋建 14.58㎡ ・便所 木造平屋建 26.23㎡ ・その他 植栽等

2. 指定管理者の概要等

指定管理者	名 称	つつじの里荒滝運営協議会
	所 在 地	松阪市飯高町赤桶1076番地3
指定管理業務の内容		<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあい環境整備施設の運営企画に関する業務 ○ふれあい環境整備施設の維持管理に関する業務 ○ふれあい環境整備施設の団体登録に関する業務 ○ふれあい環境整備施設の利用の許可に関する業務 ○ふれあい環境整備施設の利用料金に関する業務
業務運営実施状況	管理業務の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営業日数 325日 宿泊本館 661人 コテージ 149人 キャンプ場 145人 日帰り 766人
	サービスの質の向上	地域の方々の憩いの場となるようなサービスの提供に心がける。松阪市内の高齢者福祉施設からの来客にはアマゴ・地元食材を使った体にやさしいランチを提供、若者で構成するコンサート会をログハウスにて開催、松阪市内の学童からのキャンプ受入れ・マスつかみ等、現状の施設で最大限のサービスを提供できるよう心がける。
	施設・設備等の維持管理	利用者が快適に施設を利用していただく為に、施設内外の清掃に気を配る。省エネルギーに努めるとともに環境に配慮した管理を行う。又、食事を提供することから衛生的環境の確保に努める。 コテージへの自動火災報知設備の設置にて、安全・安心の確保。
指定期間	平成29年 4月 1日 ～ 平成30年 3月31日	

（単位：円）

		事業計画	事業収支実績					
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
事業収支推計	収入	指定管理料	970,971	944,000	970,971	970,971	970,971	970,971
	営業収入	9,700,000	8,661,983	7,904,439	9,960,794	9,324,852	7,000,470	
	営業外収益		297	137	117	29	10	
	特別収益							
	計 (A)	10,670,971	9,606,280	8,875,547	10,931,882	10,295,852	7,971,451	
支出	人件費	3,864,000	2,947,725	2,773,050	3,876,340	3,482,025	2,444,585	
	事務費	837,000	916,714	887,956	810,869	825,750	775,982	
	事業費	5,953,400	5,424,045	5,097,711	5,638,106	5,821,011	4,711,032	
	計 (B)	10,654,400	9,288,484	8,758,717	10,325,315	10,128,786	7,931,599	
収支差引額 (A) - (B)		16,571	317,796	116,830	606,567	167,066	39,852	

3. 指定管理者業務運営項目別評価

評価項目		指定管理者自己評価		担当部署評価		
業務運営項目	内容	採点	判定	採点	判定	
管理業務の実施状況	①施設の目的や基本方針の確立	施設の設置目的に基づいた管理運営上の基本方針が確立されていたか。 また、職員は理解していたか。	4	A	4	B
	②施設設置目的の達成度	施設の管理運営を通して、施設の設置目的は達成されたか。	4		4	
	③利用者数	利用者数は当初目標数を達成されたか。	3		3	
	④運営状況	施設の供用日数・供用時間は守られたか。また、適正な施設の維持管理、運営が行われたか。	5		4	
	⑤職員の配置状況・勤務実績	職員の配置状況・勤務実績は適正であったか。また、業務執行体制（作業責任者・業務担当者）は明確になっていたか。	4		4	
	⑥意思疎通	管理運営業務全般について、市と指定管理者の責任者の間で十分な連絡調整がなされていたか。	5		4	
	⑦各種管理記録等の整備・保管	各種業務計画書、点検記録、整備・修繕・事故・故障等の履歴等の各種管理記録等が整備・保管されていたか。	5		4	
	⑧地域の振興・活性化	地域や地域住民との交流・連携に関する取組みを実施し、地域交流の支援を行ったか。	5		4	
サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者数増加への取組み	自主事業や運営方法の工夫等利用者数増加に向けた具体的な取組みはあったか。(注1)	4	B	4	B
	②利用者の平等な利用	個々のサービスについて、対応職員によって格差が生じないように、施設のサービス水準を確保するための取組みを行ったか。	4		4	
	③適切な情報提供	全ての利用者が情報を得ることができるよう適切な利用情報の提供を行ったか。	4		4	
	④利用促進・PR	当該施設・事業について、広報誌やパンフレットを作成するなど、具体的な取組みが実施され、積極的な利用促進が図られたか。	4		4	
	⑤非常時・緊急時の対応	事故、災害等の緊急事態発生時の危機管理マニュアルの整備や対応体制の確立はされていたか。	4		4	
	⑥苦情解決体制及び対応	利用者からの意見・苦情等を受けて迅速かつ適切に処理できる体制が整っていたか。 また、事故、苦情に対する対応は適切であったか。	4		3	
	⑦自主事業	利用者ニーズに即した自主事業が実施されたか。	5		4	
	⑧利用者アンケートの実施	利用者アンケートを実施し、利用者の意見・要望、満足度の把握に努めたか。 課題がある場合は対応策を講じたか。	3		3	
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	建物・設備が適切に管理され、安全性の確保及び良好な機能の保持がされていたか。	4	B	3	B
	②備品・什器等の保守点検	備品・什器等が適切に管理され、良好な機能が保持されていたか。	4		4	
	③修繕業務	点検によって異常が認められた場合には、速やかに修繕・交換・整備・調整等の適切な処置を講じたか。	4		4	
	④樹木・植栽等管理業務	草取りや除草等を行い、利用者が快適に利用できるような良好な景観が保たれていたか。	4		4	
	⑤清掃業務	敷地内は全て利用者が快適に利用できるよう清潔な状態が保たれていたか。	4		3	
	⑥鍵管理	鍵の管理は適切であったか。	5		4	

【(注1)のみ指定管理施設の管理運営評価表作成要項の評価基準1-(2)の採点基準にて評価】

4. 総合評価

指定管理者自己評価	担当部署評価
<p>【努力した点・成果等】</p> <p>○カラオケ、マス釣り・つかみどり、アマゴ料理、地元食材を使用した料理等、地域の方々の憩いの場となるよう提供。 ○県外からの利用者には松阪市（飯高町）の魅力をパンフレット、インターネットを活用しPR。 ○利用者のニーズに応じてリピーター率の維持を行う。 ○施設内外の点検を定期的に行い、施設・設備の日常的な維持管理を行った。 ○施設の軽微な不具合についてはコスト面を考慮し修繕を行い、快適環境となるよう努める。</p>	<p>【評価すべき点】</p> <p>○施設の軽微な不具合についてはコスト面を考慮し、自前にて修繕を行い快適環境となるよう努められた。 ○老人会、地域づくり団体等、地域住民の受け入れを積極的に図った。</p>
<p>【改善すべき点】</p> <p>○ITを活用した発進力を高め、これまで以上に多くの市民に親しまれる施設となる。 ○自然豊かな環境を活用して多くの方々に親しまれる機会を作る。 ○利用者の安全、安心、快適な環境維持のため改修すべき箇所がある。 ○アウトドア活動団体との連携強化を図り、利用者の促進・地域貢献に努める。</p>	<p>【指導すべき点】</p> <p>○SNS等の活用は増えたもののPR不足は否めないことから更なる集客PRが必要と考える。 ○コテージ周辺などの除草作業は行われているものの、不必要と思われる物が施設内に点在し景観を害しているため、撤去するなど周囲の整理整頓を心がけていただきたい。</p>
<p>【所属長意見（今後の方向性等）】</p> <p>○本施設は、観光交流人口等の受け皿として地域の活性化に欠かせない施設である。 ○平成29年度収支は、営業収入が大幅に落ち込み、経営環境は非常に厳しいところであるが、飯高駅との連携や民間ノウハウを取入れた経営マネジメントを活用し、経営基盤の強化を図り、民営化への素地が整うよう努力を行われたい。</p>	

点数	採点基準	
5	優良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されているとともに、独自の新たなサービスが提供されている。
4	良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されている。
3	普通	協定等で定めた水準のサービスが提供されている。
2	やや劣る	協定等で定めた水準のサービスが一部提供されていない。
1	劣る	協定等で定めた水準のサービスが多くの業務で提供されていない。早急に改善が必要である。

評価	評価の判定基準
A	5が半分以上かつ残りも3以上
B	全てが3以上
C	2が含まれる
D	1が含まれる